

認可外保育施設(一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業)を利用している方へ

3～5歳児クラスの子どもと、0～2歳児クラスの子どもの非課税世帯の子ども
が対象です

○無償化の対象となるためには、市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1) 認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)があります。

※就労(居宅外内)、妊娠・出産等、病気・障害等、看護、災害、求職、就学等

(注3) 認可保育所等に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。

○3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。

(注) 市の所定の請求書に必要事項を記載し、施設が発行する領収証等を添付して、申請することが必要です。

○都道府県等に届出をした認可外保育施設

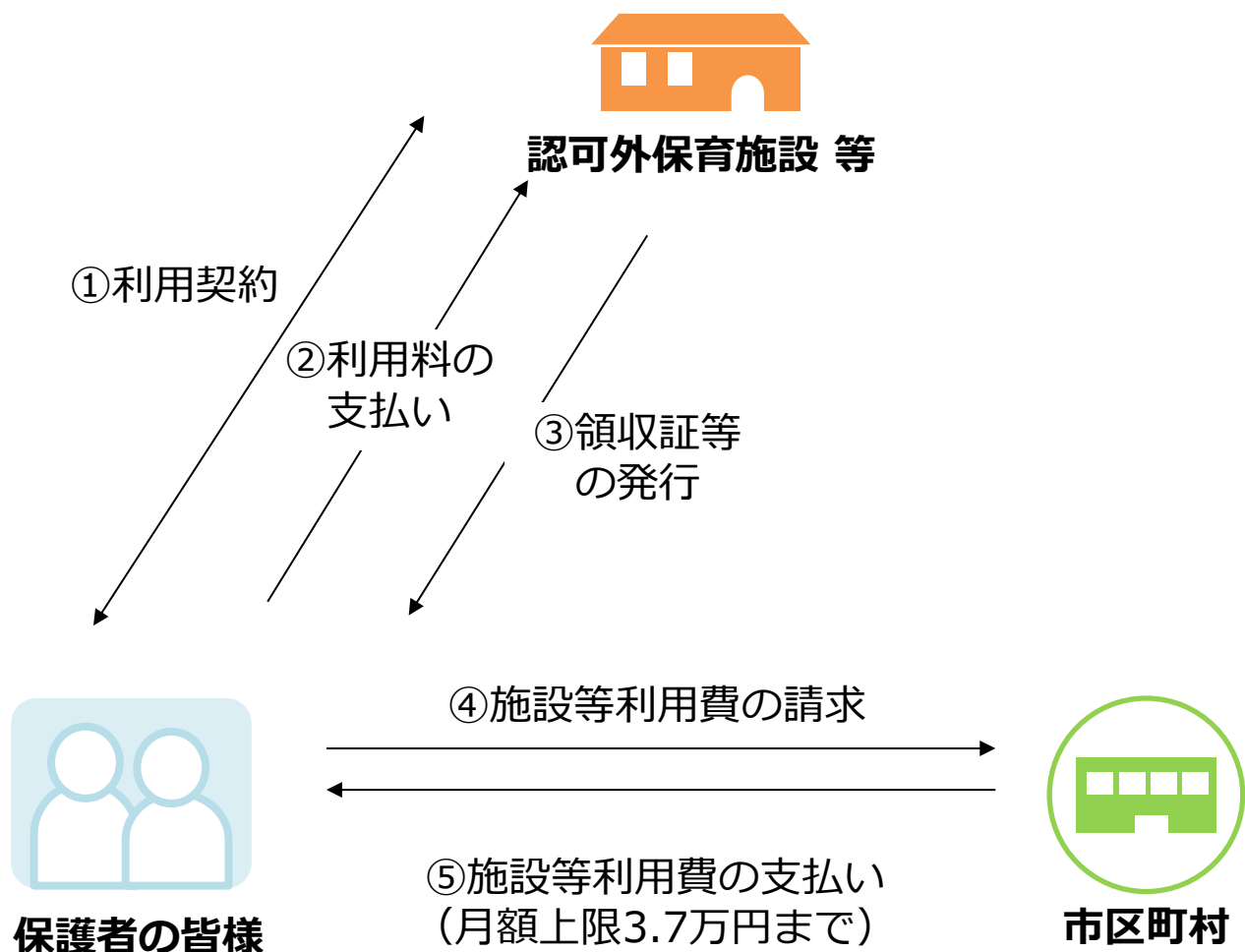
(一般的な認可外保育施設や、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等)

に加え、

一時預かり事業・ファミリー・サポート・センター事業が対象です。

(注) 無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たす必要がありますが、現在基準を満たしていない施設がこれから基準を満たすため、5年間の猶予期間を設けています。5年間の猶予期間中、対象施設の範囲が市区町村によって異なる場合があります。

[基本的な手続きのイメージ]



※保育の必要性の認定を受けていない場合、まず、市に申請が必要です。
※施設によって、手続きが異なる場合があります。
※無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

(問合せ先)

多治見市 福祉部 子ども支援課

TEL : 0572-23-5947 Mail : kodomosien@city.tajimi.lg.jp

(お近くの認可外保育施設に関する情報について)

岐阜県東濃県事務所 福祉課 TEL : 0572-23-1111